

学校法人セムイ学園ひとり親家庭奨学金交付要項

(目的)

第1条 ひとり親家庭で低所得の世帯に対して奨学金を支給することにより学生及び保護者の経済的負担の軽減を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「ひとり親家庭」とは、家計を同一にする世帯において母親または父親のみの世帯をいう。

(対象者)

第3条 入学を希望する学生（通信課程を除く）の保護者などの世帯収入が、別表1「ひとり親家庭奨学金所得基準額表」以内の世帯のもの。また、入学を希望する学生が、母親（父親）の場合も対象とする。

(ひとり親家庭奨学金支給期間)

第4条 ひとり親家庭奨学金の支給期間は、標準修業年を限度とする。ただし、次に掲げる期間に限り申請に基づき期間の延長を行うことができる。

- (1) やむを得ない事情により標準修業年限を超えて在学し、校長が認める場合
- (2) 本学歯科技工士科から本学専攻科に進学した場合の専攻科の修業年限

(奨学金の額)

第5条 当該年度に支給する奨学金は、100,000円とする。

(ひとり親家庭奨学金の停止)

第6条 次の場合、奨学金を停止する。

- (1) 入学後に退学、除籍等により在籍しなくなった場合。ただし、退学、除籍等の後に奨学金を受け取った場合には、該当する金額を返済することとする。
- (2) 当該年度1年間全て休学する場合、奨学金を停止する。

(必要書類)

第7条 申し込みに当たっては、次の書類を本学へ提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書（本校所定様式）
- (2) 世帯の所得を証明する書類の写し

(受付期間)

第8条 入学手続き期間を提出期限とする。入学手続き期間に上記必要書類を提出すること。

(ひとり親家庭奨学金の交付時期)

第9条 本学への入金を確認後、指定口座に振込むものとする。

(1) 当該年度の学費を一括納付の場合は、6月末日までに指定口座に振込むものとする。

(2) 当該年度の学費を分割納付の場合は、6月末日及び10月末日までに指定口座に振込むものとする。

別表1 「ひとり親家庭所得基準額表」

	世帯の年間所得の上限額
2人世帯	2,460,000円
3人世帯	2,753,000円
4人世帯	3,131,000円
5人世帯	3,696,000円
6人世帯	4,067,000円

*世帯とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。

*給与所得者（年金受給者を含む。）の場合、所得は「給与所得控除後の金額」になります。

*給与所得者以外の場合、所得は「確定申告書の所得金額（税込）」になります。

【本要項所得基準額は、名古屋市就学援助事業の基準額を参考に設定しています】